

J-クレジット制度 約款（案）の概要について

1. 目的

プロジェクト実施者又は審査機関（以下「プロジェクト実施者等」という。）が、制度管理者との関係で契約の形で基本文書に規定された事項を遵守すべきことを定めること。

2. 制度利用に当たっての合意事項

- （1）プロジェクト実施者等は、基本文書の内容を確認の上、これに従うこと。
- （2）プロジェクト実施者等は、制度管理者により、必要な情報の提出が求められたときは、速やかに制度管理者の指示に従うこと。

3. 個人情報

- （1）制度管理者は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守する。
- （2）プロジェクト実施者等は、制度管理者が本制度の運営に必要な範囲でプロジェクト実施者等の情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

4. 免責事項

本制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及び委員会は責任を負わず、プロジェクト実施者等は、制度管理者及び委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

以上